

「脳卒中・循環器病対策基本法の成立を求める会」を支持する声明文

特定非営利活動法人 日本心臓リハビリテーション学会
理事長 後藤葉一

特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会（本会）は、「先進的心血管治療および予防介入としての心臓リハビリテーションをわが国において広範に普及させるとともに、その質の向上を図り、ひいては心血管疾患患者の生活の質（QOL）と長期予後を改善し、もって国民の健康福祉に寄与することをめざす。」ことを使命として活動しています。

現在、わが国の死亡統計を見ますと平成 26 年の総死亡数は 127.3 万人であり、死因別では悪性新生物が 36.8 万人と第一位を占めていますが、心疾患（19.8 万人）と脳血管疾患（11.4 万人）を合わせると悪性新生物に迫る数となります。心疾患と脳血管疾患は、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病に起因する動脈硬化を基盤とし、発症後早期治療が必要という点で共通することは言うまでもありませんが、生活習慣を改善することにより発症ならびに再発を予防し、予後の改善を図ることが重要であるということも共通しています。さらに、心臓病・脳卒中は日常生活動作能力（ADL）を低下させ、QOL を大きく損なうことも知られており、とくに高齢患者にはこの視点の取り組みも喫緊の課題となっています。以上の予防的介入の重要性については、当学会の目標と活動に完全に合致しています。

脳卒中対策に心臓病対策をも加えた新法案「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案（以下、脳卒中・循環器病対策基本法）」が提案され、平成 28 年 4 月には公益社団法人日本脳卒中協会と公益財団法人日本心臓財団によって「脳卒中・循環器病対策基本法の成立を求める会」（<http://www.junkankitaisakumotomerukai.org>）が発足されました。

脳卒中・循環器病対策基本法は、単に平均寿命の延長を目指すのではなく、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目標に作成されています。このことは、脳卒中および循環器病に対する国民の福祉向上に加え、総医療費・介護費の抑制にも繋がるものです。わが国における脳卒中と循環器病に対する政策は、「がん対策基本法」に基づくがんへの対策と比較して大きく遅れているのが現状です。「脳卒中・循環器病対策基本法」は、現在これらの疾患に罹患している患者とその家族ばかりでなく、次世代の国民にとっても、健康的で良質な生活を過ごすために大変重要であり、患者団体や学術団体のみならず、すべての国民が成立を切望している法案です。

本会は「脳卒中・循環器病対策基本法」の早期成立に向け、「脳卒中・循環器病対策基本法の成立を求める会」を全面的に支持し、協力していくことを宣言します。